

[事案 28-287] 新契約無効請求

・平成 29 年 7 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

預金的一种であるなどと誤信して契約したことを理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 12 月に銀行を募集代理店として契約した変額終身保険（米ドル建）について、以下の理由により、契約を無効にし、年 6 分の割合による利息を付して一時払保険料を返還してほしい。

- (1) 勧誘時には、短期間で確実に運用できる非常に有利な預金であるような説明ばかりされ、運用によるリスクや途中解約すると解約控除があることについてほとんど説明されなかった。
- (2) 生命保険であるという説明が十分にされず、預金的一种であると思っていた。
- (3) 自分も配偶者も投資経験がなく、一回の説明では複雑な商品内容を理解できなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人から余裕資金である米ドル預金の運用相談を受けて、申立人の意向を踏まえて商品提案を行った。
- (2) 複数の銀行員が意向確認や商品説明を行い、本契約が生命保険であることを繰り返し確認し、商品内容やリスクについて申立人の理解を確認しながら説明した。
- (3) 募集人は、申込日の翌日に、申立人の配偶者にも商品説明を行い、理解を得た。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集人等による不適切な説明があったかどうかなど契約時の状況等を把握するため、申立人、申立人の配偶者、募集人および募集人の上司に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人がリスク等について適切な説明を受けず、本契約が預金的一种であるなどと誤信したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。